

場所と設備	移動等円滑化基準のポイント
エレベーター	<p>(移動等円滑化経路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かごは必要階(車いす使用者等が利用する階)に停止させる。 ・かごと昇降路の出入口の幅は、車いすが通過できる幅にする。 ・かご内は車いす使用者の出入りに支障のない大きさとする。 ・乗降口ビーは、高低差がないものとし、車いすの回転スペースを設ける。 ・かご内と乗降口ビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に操作パネルを設ける。 ・かご内に、停止予定階と現在位置を表示する装置を設ける。 ・乗降口ビーに、かごの昇降方向を表示する装置を設ける。 <p>【不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設置するもの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の条件を満たすエレベーターにする。 ・かごの幅は、車いすが転回できる幅及び構造とする。 <p>【不特定多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の条件を満たすエレベーターとする。 ・かご内に、かごの到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設ける。 ・かご内と乗降口ビーに設ける点字その他の方法により視覚障害者が利用しやすい操作パネルを設置する。 ・かご内又は乗降口ビーに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設置する。
敷地内の通路	<ol style="list-style-type: none"> ①滑りにくい仕上げとする。 ②段がある場合には、手すりを設ける。 ③段がわかりやすい色彩、つまずきにくい構造とする。 ④傾斜路には、手すりを設ける。 ⑤傾斜路は、前後の廊下等と識別しやすいものとする。 <p>(移動等円滑化経路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすで通過しやすい幅にする。 ・車いすの転回場所を確保する。 ・自動ドアや引き戸とし、戸の前後の高低差をなくす。 ・階段に代わるものは車いすで通行しやすい幅、階段に併設するものによっては車いすで通行できる幅とする。 ・車いす使用者が自力で登坂できる勾配とする。 ・車いすが回転できる幅の踊場を設ける。
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす使用者用駐車施設を1以上設置する。 ・車いす使用者が乗降に要する幅とする。 ・車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さが短くなる位置に設ける。
ホテル又は旅館の客室	<ol style="list-style-type: none"> ①車いす使用者用客室を1以上設置する(客室の総数が50以上の場合)。 ②車いす使用者用客室の便所 <ol style="list-style-type: none"> ア 車いす使用者用便房を設ける。 イ 便所の出入口は、車いすが通行できる幅以上とし、戸を設ける場合には、自動ドアや引き戸とし、その前後に高低差をなくす。 ③車いす使用者用客室の浴室等 <ol style="list-style-type: none"> ア 浴室、シャワー、手すり等を適切な場所に配置する。 イ 車いすが回転できるスペースを確保する。 ウ 車いすが通過できる幅にする。 エ 引き戸とする。
標識等	<ol style="list-style-type: none"> ①エレベーター、便所、駐車施設があることの表示を見やすい位置に設ける。 ②標識は、内容が容易に識別できるものにする。 ③エレベーター、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等を設ける。 ④建築物又、エレベーター、便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示す設備を設置する。
視覚障害者移動等円滑化経路	<ol style="list-style-type: none"> ①道等から案内板等までの経路は、そのうち1以上を、視覚障害者移動等円滑化経路にする。 ②視覚障害者移動等円滑化経路は周囲の床面等と識別しやすい線状・点状ブロック等の敷設、又は音声による誘導設備を接地する。 ③敷地内の通路の車路に近接する部分、段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分には、点状ブロック等を敷設する。

<やさしいまちづくり条例のポイント>

以下の表に、本県のやさしいまちづくり条例の基準のポイントを記載していますが、詳細は条例をご確認ください。

① 建築物特定施設

区分	対象となる特定建築物	基準
車いす使用者用便房*	すべて	非常呼出し装置の設置
便所	2,000㎡以上の病院、官公署等 30㎡以上の公衆トイレ	①オストメイト対応洗浄装置付き汚物流しの設置 ②その他オストメイト対応設備の設置 ③衣服を掛けるための金具の設置
	病院、集会所、官公署、飲食店等	おむつ交換台等の設置
敷地内通路	すべて	格子間隔の狭いグレーチングの設置
エレベーター* (移動等円滑化経路を構成するもの)	すべて	①手すりの設置 ②扉開閉状況確認用の鏡の設置
客室	ホテル及び旅館	次の基準に適合する客室1以上の設置 ①車いすの移動等に十分な床面積の確保 ②床は滑りにくく、段を設けない ③非常時に避難しやすい位置に配置 ④車いす使用者対応のトイレ、洗面所、浴室等の設置 ⑤視覚障がい者及び聴覚障がい者に対応した非常警報設備の設置
浴室等	不特定多数が利用する浴室等を有するもの	車いす使用者対応の浴室等の設置

② 整備施設

区分	対象となる特定建築物	基準
案内標示	すべて	ピクトグラム(図記号)併用の案内標示板等の設置
公衆電話台*	すべて	車いす使用者対応の電話台の設置
券売機	すべて	次の基準に適合する券売機の設置 ①車いす使用者対応の券売機 ②視覚障がい者対応の券売機(点字表示等)
カウンター	すべて	車いす使用者対応のカウンターの設置
避難誘導灯*	すべて	視覚障がい者対応の点滅型誘導音装置付き誘導灯等の設置
客席	劇場、集会場等	次の基準に適合する車いす使用者用客席1以上の設置 ①幅90cm以上、奥行き120cm以上 ②床は滑りにくく平坦 ③車いす使用者用であることの表示 ④出入口等から移動しやすい場所に配置 ⑤通路幅120cm以上 ⑥段差にかわる傾斜路の設置
更衣室	一般公共用の体育館等	次の基準に適合する更衣室1以上の設置 ①車いす使用者が円滑に通過できる出入口 ②更衣用のいす等の設置 ③車いす使用者対応のシャワー設備及び洗面台の設置 ④ロッカーの設置 ⑤非常呼出し装置の設置
休憩場所等	集会場、物販店、官公署、 母子健康センター等	次の基準に適合する授乳室等1以上の設置 ①個室又は外部から見えないようカーテン等を設置したもの ②授乳用のいすの設置 ③幼児用のいす等の設置 ④乳幼児用のベッド等の設置 ⑤流し台等及び汚物入れの設置
レジ通路	物販店	次の基準に適合するレジ通路1以上の設置 ①幅員90cm以上 ②段を設けない ③床面は水平

※当該施設を設けた場合に限る